

現地機関の長 様

技 術 管 理 室 長

工事等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更  
について（通知）

令和 2 年 4 月 24 日付け 2 建政技第 42 号「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（通知）」において、『感染拡大防止対策を実施する場合の費用について、設計変更の対象とする』旨の通知されたことを踏まえて、設計変更の方法等を下記のとおり定めましたので、適正な業務執行をお願いします。

## 記

### 1 設計変更方法等

- ①受注者が、感染拡大防止対策を実施する場合には、実施内容及び実施に係る費用<sup>※</sup>に関する資料（見積書等の根拠資料含む）を発注者に提出し、設計変更の協議を書面により行う。
- ②発注者は、受注者から提出された実施内容が個別の工事（業務）に係る感染症拡大防止のために必要と認められる場合は、受注者から提出された見積書に基づき、予算確保後、速やかに設計変更を行い、請負代金額（業務委託料）の変更を行うとともに、必要に応じて工期（履行期間）の延長を行う。
- ③受注者は、協議により実施することが認められた感染症拡大防止対策を、施工計画書（業務計画書）に記載し、感染拡大防止対策を実施する。
- ④発注者は、設計変更により計上した感染拡大防止対策について、実施状況を確認する。未実施の対策については、受注者に通知した上、設計変更により、請負代金額（業務委託料）の減額を行う。

※ 本工事（業務）の終了後も利用できる場合や複数の現場等で利用する機器等については、耐用年数や本工事（業務）での使用回数及び使用期間等を考慮して費用を算出すること。各種の補助金等を活用して機器等を購入した場合は、補助金額を控除して費用を算出すること。

また、本工事（業務）の工期より前に購入又はリースした機材等についても、購入代金等を証明出来る資料があれば、設計変更の協議対象とすることができることとする。

## 2 適用日

令和2年4月24日以降に受注者から協議を受けた工事（業務）に適用する。

## 3 その他

- ・設計積算システムにおける費用の計上方法は、別紙参照のこと。
- ・公共土木施設災害復旧工事（改良復旧を含む）については、別途河川課災害係と協議すること。

建設政策課技術管理室（基準指導班） （室長）青木 謙通 （担当）今吉 聡、塚田 博 電 話：026-235-7323（直通） F A X：026-235-7482 E-Mail：gijukan@pref.nagano.lg.jp
---